

大学における消費者教育 —消費者問題を中心に—

山本 紀久子

(茨城大学 教育学部 教授)

はじめに

近年、社会の高度化・国際化や規制緩和の進展、高度情報化等に対応して、消費者保護から消費者の自立支援へと消費者政策の転換がみられる。消費者を取り巻く社会・経済情勢の変化は大きく、インターネットトラブルや悪質商法等、その内容も多様化・複雑化し、若者が被害者となる例の増加には、消費者教育の一層の充実が求められる。

平成一五年国民生活審議会による報告『21世紀型消費者政策の在り方について』では、「消費者教育を受ける権利」を盛り込んだ消費者の権利の明確化や、消費者政策として

の消費者教育の在り方が提示された。平成一六年制定「消費者基本法」では、「消費者の権利尊重と自立支援」が消費者政策の基本理念とされ、消費者は単なる保護対象ではなく権利主体であると明確化され、一七条で消費者教育について、国及び地方公共団体は「学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」と規定した。それを受けて平成一七年策定の『消費者基本計画』で生涯にわたる消費者教育の政策化が明示された。

学校教育における消費者教育は、昭和六一年国民生活審議会が文部省教育課程審議会に「学校における消費者教育のあり方について」の要望書を提出、政策として意識化さ

れたのち、平成元年告示の学習指導要領で消費者教育内容の充実が提示され、平成二年リソースセンターとして消費者教育支援センターが設立された。

そこで、大学による消費者問題に対する学生への消費者啓発活動、大学における消費者教育の担い手としての消費者教育とその授業実践例について述べてみたい。

大学における学生への啓発活動の取り組み

消費者問題から学生を守るために、学生への防止対策を中心に述べてみたい。

(一)「楽しい学園生活を送るための読んで良かった安全な学生生活マニュアル」(茨城大学学務学生生活課編、入学時オリエンテーションシヨン配布)

在学生向け学生生活支援情報雑誌として、茨城大学では安全な大学生活を送るため、あるいは危険・被害にあった場合の対処法等をまとめた一冊(A三判二九頁)を作成しており、その例を挙げてみる。内容は、(からだと心の健康)、(交通事故の防止)、(安全な日常生活)、(課外活動の安全対策)、(施設と環境)、(保険制度)、(緊急連絡先)の七項目から成る。その中で消費者問題について、(課外活動の

安全対策)には、著作権違反のない演奏・上演について掲載し、(安全な日常生活)には②うまい話には気をつけよう、③消費者金融・クレジットカードに注意、⑩インターネットを利用するあなたへが掲載されている。また②では、うまい話の九事例が示され、下宿先やアパートにおいて、訪問販売や割賦販売と称して、悪質商法が横行しているので、不要なものきっぱりと断り、被害にあわないように注意喚起を促し、クーリング・オフ制度とその具体的手続きや相談場所・電話番号を記述している。③では、『クレジットカード』は、現金がなくても商品を購入できるため、安易に契約し、支払えなくなるケースも起きています。後にも先にも予防です。計画的な学生生活を!と注意喚起し、対処法六項目と、カードに関する相談場所の電話番号を挙げている。⑫では、三事例の一つとして、金品を伴う「無限連鎖講(ねずみ講)」行為とその罰則を記述し、そのようなメーイルを受け取ったときは、無視・破棄し、応答はしないようにと注意喚起している。

最後の(緊急連絡先)では、緊急連絡先だけでなく、事件・事故報告書の書き方の項目内容を具体的に示し、事件・事故に遭遇した学生や交通事故の当事者となった学生は、必ず報告書を学生生活課に提出するように促している。

(二)「あんこう博士の消費生活ゼミナール傾向と対策」(学時配布) 茨城県消費生活センター発行

この資料は、(財)消費者教育支援センターが行政機関を対象に実施した「第三回消費者教育教材資料の優秀賞(二〇〇七年)」として表彰されたものである。「あなたはどのタイプ?」、悪質商法はこんなあなたを狙っていますと、八人のタイプ別に八ゼミナールを設定。(有料サイトの思わぬ請求)〈インターネットオークションのワナ〉(こことば巧みなデパート商法と二次被害)〈キャッチセールスにご用心〉(マルチ商法は友人をなくす)〈外国語教室やエステを契約する前に〉(本当にとれるの?資格商法と二次被害)〈中古車契約にご用心〉についてマンガで問題商法の内容を示し、「ここがポイントじゃ!」とあんこう博士のアドバイスをわかりやすく記述している。さらに「契約」クイズを五項目設け、契約、クーリング・オフ、クレジットの意味ややり方等をあげ、若者に多い消費者被害や相談件数を示し、最寄りの消費生活センターの場所を記述している。

(III)「C'nail」の広報誌春号(1100九)

大学と学生が共同で企画・取材・年二回発行。(新生活!

様々な生活被害から身を守ろう!)として、犯罪被害から身を守るための四項目を挙げている。また、アパートへの訪問者に対応する際の注意点として、四項目(内容等に不審な点のあるアンケート調査や署名活動には応じない、アンケート調査や署名活動等に協力する際は、相手の身元を十分確認する、連絡先や住所等、個人情報等を安易にもらさない、しつこく勧誘してくる、脅迫のような要求をされる等のトラブルに巻き込まれたら、警察や消費生活センターに連絡・相談する)を挙げ、相談場所(茨城県・水戸市消費生活センター、悪質商法110番)の電話番号を記述している。秋号(二〇〇八)では、犯罪被害から身を守ろうとして、茨大周辺の道路や住宅地で、夜間に路上強盗事件や強制わいせつ事件が多発していることに関し、四項目の注意点を挙げると共に、大学近くで立て続けに起こった通り魔傷害事件情報が「ひばりくん防犯メール」で発信されたことを挙げ、このサービスの登録方法を示し、防犯意識の向上と犯罪からの護身に役立てるよう促している。

このように消費者啓発については、機会ある毎に注意喚起をしていることがわかる。紙媒体だけでなく、今では多くの大学のホームページ上にも、掲載されつつあるが、消費生活センター・警察への相談を促すだけでなく、事件・

事故の詳細や大学としての処分内容まで記述されているものもみられる。

大学における消費者教育

消費者教育の担い手としての大学教育はどうなっているだろうか。

大学における消費者教育調査には、全国の教育系・家政系の大学二〇三校のシラバス調査を行った「高等教育機関の消費者教育」がある。消費者教育関連講義は一〇九校（五二・七％）で実施されていた。教育系は一一七校中四八校（四一・〇％）、家政系は八六校中六一校（七〇・九％）で、より家政系の実施率が高い。消費者教育関連講義数は五六二件で、家政系四〇〇件（七一・二％）、教育系一六二件（二八・八％）で、教育系での実施状況が悪いことがわかる。講義名に「消費」を含むものが二〇六件、シラバス文中に「消費者」を含むものが三五件で、講義名で最も多いのは「消費生活論」一六件、「消費科学」一一件、「消費者問題論」一一件で、「消費者教育論」は八件、「消費者教育」は四件であった。

調査対象を教育系と家政系大学としているが、教育系大学は小・中学校の教員養成が主であり、消費者教育は、平

成元年告示の家庭科学習指導要領以後、明確に位置づけられたが、「教育学部」四一校中一五校で消費者教育関連科目の開講がされていない。「学校における消費者教育の実態調査」では、学校現場で消費者教育を実施しなかった理由に、「消費者教育の指導をするための研修に恵まれない」（四二・四％）とある。教員は消費者教育教材・指導法を都道府県の自治体等の講座等で学ぶことが多く、教育系大学で消費者教育が充実していないことがわかる。これは現職教員が消費者教育を学ぶだけでなく、教員志望の学生に対する教育系大学での消費者教育を充実させ、消費者教育の率先力を身に付けることが必要となる。それには教育系大学での学習指導要領に基づく消費者教育関連科目だけでなく、各科目に生産者・消費者・販売者の視点を取り入れた授業方法の工夫が問われる。さらに消費者教育担当能力の育成とともに家庭科等における免許取得科目に環境教育を含めた消費者教育が入ることが課題となる。

一方、家政系大学では、主に中・高等学校の教員養成、企業における消費者関連の職務、家庭や社会教育が主であり、生涯にわたる場面で役割を果たすことが課題とされている。家政系の「家政学部」「生活科学部」「栄養学部」「生活環境学部」等では、消費者教育関連科目のない大学はみ

あたらない。特に被服領域では衣料管理士資格取得のために消費者関連科目は指定科目とされている。最近では、消費者教育関連科目が、消費生活アドバイザー・消費生活相談員・消費生活コンサルタント・ヒーブ等の資格取得と何らかの形で結びつき、大学における消費者関連領域のあり方が多少とも変わりつつある。このことが大学における消費者関連教育・研究についての関心を高める方向へと進むことを期待したい。

東京家政学院大学では日本の消費者教育をリードする専門家（消費者教育アドバイザー）の育成を目的に消費者教育コースが平成二二年度新設された。消費者として自覚的に行動するために消費者教育の講座・プラン作成やプレゼンテーション等に取り組み授業構成になっている。主な履修科目は二次次・消費者教育、家庭経済、高度情報社会と消費者、地球環境と消費者、消費者ビジネス演習A・B、三次次・消費生活演習A（食と人間）・B（衣と人間）、ビジネスコミュニケーション、生活設計論、リスクマネジメント）、四次次・地域とくらしⅠ・Ⅱ、卒業研究A・Bである。今後、卒業生がどのような分野で活躍するか、期待したい。

お茶の水女子大学生活科学部では、平成一八年度から「消

費生活アドバイザー」の消費生活に関する公的な資格を得るためのキャリア支援プログラムを組んで学生支援を行っている。大学在学中に資格取得を意識して、科目が開講され履修できる環境作りが進みつつある。

産業能率大学では資格認定団体の（財）日本産業協会から委託を受け、消費生活アドバイザー通信講座（通信教育）を実施している。消費者と企業または行政等の架け橋として、消費者の意向を企業に反映させるとともに、消費者からの苦情相談等に対して適切なアドバイスをする人材の育成を目的にしている。内容は、消費者問題、消費者のための行政・法律知識、経済知識、生活基礎知識などである。

大学における消費者教育の授業実践から

（一）「総合演習」での取り組み

教職に関する科目「総合演習」では社会全体に関わるテーマを設定し、見学・調査等を経て、調べた内容を「子どもに伝える」視点を含むものとして、「消費者問題」を取り上げている。若者の消費生活相談の概要や見学・調査した後、子どもの発達段階に応じてどのように教えたらいのかを考え、対象を中学生としてパンフレットの作成を行った。携帯電話を題材にした注意喚起が多く、説明文だけで

なくイラストを用いたQ & Aやフローチャート等、形態も二つ折り、三つ折り型、携帯電話型等がみられた。プレゼンテーション後には、学生による作品の相互評価を行っている。

(二)「初等家庭科指導法研究」での取り組み

家庭科は実践的・体験的な活動を通して、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てることをねらいとしている。一方、教師教育として子どもの個人差に応じた指導技法と知的資質を身に付け、子どもの発達段階に応じて、興味・関心を引き出す授業力・教材開発力が求められている。説明書に対して、「分かりにくい」「見にくい」等の不満も聞かれる。もし説明書が分かりにくく誤りがあつては十分に役立つことはできない。説明書が不十分であつたりしたこと、消費者が多大な危険・危害を受けるだけでなく、命までも奪われる事件すらできており、衣食住生活に関連して、安心・安全が叫ばれて久しい。そこで、教師教育の一環として、小学校家庭科教材として、住生活領域であるエコ掃除グッズの製作とその説明書の作成を課題とした。手作り説明書には「塩素系のものと混ぜると×」等の注意表示がみられた。

このように、消費者教育教材として、衣領域でのミシンによる作品製作に並行した取扱い説明書の作成、エプロン等の繊維製品の品質表示ラベル、マフラーの手順書の作成、食領域でのポップコーン袋、ジャムビンのラベルや通信販売のちらしの作成などを試みている。

他に、家庭科教育法演習では、住宅広告の作成など、いずれも消費者の立場だけでなく意図的に生産者・販売者側の立場から課題に取り組む授業設計・実践を試みってきた。

大学における消費者教育の強化

大学として消費者教育を強化するには、以下の二点が考えられる。



エコ掃除グッズとその取扱い説明書

(一) 大学と消費生活センターなどの連携強化

都道府県や市町村の消費生活センター等では、各種講座を開催したり、講師派遣などを行っている。茨城県の消費生活センターのヤング講座では、若年者の悪質商法による消費被害件数が多い現状に対処するため、無料で大学等に講師を派遣している。また、一日生活教室では、学生等のセンター来所者に施設の案内、簡易テスト、講話等を行うなど、消費者教育を支援している。今後三年間の地方消費者行政活性化交付金では、消費者啓発事業として、相談員による出前講座の拡大、地域の消費者向け啓発講座の開催等を都道府県と市区町村の連携により展開し、講師謝礼、広報費、会場費等を支出できる可能性がある。そこで、これまでの施設見学や学生による金融学習グループへの講師派遣、資料提供だけでなく消費者教育連絡会議を設置し、さらなる連携を強化することが可能となろう。

(二) 大学・大学院で消費者教育を必修履修科目へ

食だけでなく、製品の安全・安心が問われ、事故を防ぎ、長く安全に使用するために、「長期使用製品安全点検・表示制度」がこの四月からスタートした。これまで製造側の責任が問われてきたが、使用・所有側の責任も問われるよ

うになっていく。そこで、消費者教育の担い手だけでなく、一般企業へ就職する学生も対象に、消費者教育を学部での教養科目や、教育専門職大学院等での必修履修科目とするなど、大学独自でできることはある。大学の独自性を出すことから検討すべきであろう。

文献

- 1 国民生活審議会消費者政策部会：「21世紀型消費者政策の在り方について」内閣府国民生活局 平成一五年六月
- 2 (財)消費者教育支援センター：「高等学校機関の消費者教育—全国大学シラバス調査—」平成一二年度文部科学省委託事業 平成一三年三月
- 3 内閣府：「学校における消費者教育の実態調査」平成一三年三月
- 4 (株)三菱総合研究所：「消費者教育の講師育成に関する実態調査」平成一九年三月
- 5 山本紀久子：「自己責任を育てる消費者教育」日本書籍 平成一一年二月